第一種フロン類充塡回収業者のフロン類充塡量及び回収量等に関する報告書

年 月 日

宫崎県知事

殿

(郵便番号) 住 所 氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 登録番号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第47条第3項の規定に基づき、次のとおり報告します。

(1) エアコンディ (2) 冷蔵機器及び冷 (3) 合計 東機器 設置以外 設置 設置以外 設置 設置以外 設置 設置以外 設置 設置以外 設置 設置以外 設置 設置以外 で	CFC							
CF C を充塡した第一種特定製品の台数 台 台 台 台 台 台 台 台 日 日		ショナー				(3) 合計		
種特定製品の台数		設置	設置以外	設置	設置以外	設置	設置以外	
(1) エアコンディ 次と 大塚 大学	CFCを充塡した第一							
(1) エアコンディンショナー (2) 冷蔵機器及び冷 (3) 合計 速機器 廃棄等 整備 廃棄等 を乗等 を乗等 を乗等 を乗等 を乗等 を乗等 を乗等 を乗り を	種特定製品の台数	台	台	台	台	台	台	
東機器 東機器 東機器 東機器 東	①充塡した量	kg	kg	kg	kg	kg	kg	
整備 廃棄等 整備 廃棄等 整備 廃棄等 位下CFCを回収した第一種特定製品の台数 台 会 株g 未g 上g 上g <t< td=""><td></td><td></td><td>ンディ</td><td colspan="2">(2) 冷蔵機器及び冷</td><td colspan="2">0</td></t<>			ンディ	(2) 冷蔵機器及び冷		0		
種特定製品の台数 台 台 台 台 台 台 台 台 台			廃棄等		廃棄等	整備	廃棄等	
②回収した量 kg kg kg kg kg kg kg k		4	4	4	4	4	4	
③年度当初に保管していた量 kg kg ④第一種フロン類再生業者に引き渡した量 kg kg ⑥法第50条第1項ただし書の規定により自ら再生し、充塡したフロン類の量 kg kg ⑦第49条第1号に規定する者に引き渡した量 kg kg ⑧全度末に保管していた量 kg kg HCFC (1) エアコンディショナー 設置 設置以外 HCFCを充塡した第一種特定製品の台数 台台台台台台台台台台台台台台台台台台台台台台台台台台台台台台台台台台台台								
④第一種フロン類再生業者に引き渡した量 kg kg ⑤フロン類破壊業者に引き渡した量 kg kg ⑥法第50条第1項ただし書の規定により自ら再生し、充塡したフロン類の量 kg kg ⑦第49条第1号に規定する者に引き渡した量 kg kg ※中医末に保管していた量 kg kg kg HCFC (1) エアコンディショナー (2) 冷蔵機器及び冷凍器 設置以外 設置 日でする事情にはた第一種特定製品の台数 台 台 台 台 台 「(1) エアコンディショナー (2) 冷蔵機器及び冷凍 (3) 合計・ショナー な kg kg <td>③年度当初に保管してい</td> <td><u> </u></td> <td>ng ng</td> <td>l vš</td> <td>ng ng</td> <td></td> <td></td>	③年度当初に保管してい	<u> </u>	ng ng	l vš	ng ng			
⑤フロン類破壊業者に引き渡した量 kg k			1.た 畳					
⑥法第50条第1項ただし書の規定により自ら再生し、充塡したフロン類の量 kg kg ⑦第49条第1号に規定する者に引き渡した量 kg kg ⑧年度末に保管していた量 kg kg HCFC (1) エアコンディ 東機器 設置 設置以外 設置 日CF Cを充塡した第一種特定製品の台数 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台						_		
ン類の量 kg				. 正生 】 - 本	惟1.たフロ	ng.	ng	
⑦第49条第1号に規定する者に引き渡した量 kg kg ⑧年度末に保管していた量 kg kg HCFC (1) エアコンディ (2) 冷蔵機器及び冷 (3) 合計 (3) 合計 (4) 実践器 設置 設置以外 設置 設置以外 設置 設置以外 設置 (4) 上下で表域した第一種特定製品の台数 (5) 上下でする (5) 冷蔵機器及び冷 (5) 冷蔵機器及び冷 (6) 上下でまた事業 (7) 上下でまた事業 (7) 上下で表現した第一種特定製品の台数 (1) エアコンディ (2) 冷蔵機器及び冷 (3) 合計 (4) まずた (5) 冷蔵機器及び冷 (5) 会計 (5) まずた (7) 表述器 HCFCを回収した第一種特定製品の台数 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台		- U音の死足	により日り	一十五し、九	供したノロ	kσ	kσ	
8年度末に保管していた量 kg kg HCFC (1) エアコンディ								
HCFC (1) エアコンディ (2) 冷蔵機器及び冷 (3) 合計 凍機器 (3) 合計 凍機器 設置 設置以外 設置 設置以外 設置 設置以外 設置 設置以外 HCFCを充填した第一種特定製品の台数 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台								
(1) エアコンディ (2) 冷蔵機器及び冷 (3) 合計 東機器 設置 設置 設置以外 設置 設置以外 設置 設置以外 設置 設置以外 設置以外 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日		- 生				Kg	Kg	
設置 設置以外 設置 設置以外 設置 設置以外 日		, ,	ンディ		機器及び冷	(3) 合計		
HCFCを充塡した第一種特定製品の台数 台 会 展集		ショナー	<u>ショナー</u>					
一種特定製品の台数 台 台 台 台 台 台 ⑨充塡した量 kg kg kg kg kg (1) エアコンディ)	設置	設置以外	設置	設置以外	設置	設置以外	
(1) エアコンディ ショナー 連機器 (2) 冷蔵機器及び冷 (3) 合計 連機器 ショナー 連機器 整備 廃棄等 整備 廃棄等 整備 廃棄等 HCFCを回収した第一種特定製品の台数 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 協 協 kg	「UCCCお去場」を第二							
ショナー 凍機器 整備 廃棄等 整備 廃棄等 HCFCを回収した第一種特定製品の台数 台 台 台 台 台 ⑩回収した量 kg kg kg kg ⑪年度当初に保管していた量 kg kg kg ⑫第一種フロン類再生業者に引き渡した量 kg kg ⑭法第50条第1項ただし書の規定により自ら再生し、充塡したフロン類の量 kg kg ⑬第49条第1号に規定する者に引き渡した量 kg kg		台	台	台	台	台	台	
整備廃棄等整備廃棄等整備廃棄等HCFCを回収した第一種特定製品の台数台台台台台⑩回収した量kgkgkgkgkg⑪年度当初に保管していた量kgkgkgkg⑫第一種フロン類再生業者に引き渡した量kgkgkg⑭法第50条第1項ただし書の規定により自ら再生し、充塡したフロン類の量kgkg⑯第49条第1号に規定する者に引き渡した量kgkg	一種特定製品の台数						台 kg	
HCFCを回収した第一種特定製品の台数 台 根 根 根 根 根 展 根 展 根 株 本 本 本 本	一種特定製品の台数	kg (1) エアコ	kg	kg (2) 冷蔵榜	kg	kg		
⑩回収した量kgkgkgkgkg⑪年度当初に保管していた量kgkg⑫第一種フロン類再生業者に引き渡した量kgkg⑬フロン類破壊業者に引き渡した量kgkg⑭法第50条第1項ただし書の規定により自ら再生し、充塡したフロン類の量kgkg⑮第49条第1号に規定する者に引き渡した量kgkg	一種特定製品の台数	kg (1) エアコ ショナー	kg ンディ	kg (2) 冷蔵機 凍機器	kg 後器及び冷	kg (3) 合計	kg	
①年度当初に保管していた量kgkg②第一種フロン類再生業者に引き渡した量kgkg③フロン類破壊業者に引き渡した量kgkg⑭法第50条第1項ただし書の規定により自ら再生し、充塡したフロン類の量kgkg⑤第49条第1号に規定する者に引き渡した量kgkg	一種特定製品の台数 ⑨充塡した量	kg (1) エアコ ショナー	kg ンディ	kg (2) 冷蔵機 凍機器	kg 後器及び冷	kg (3) 合計	kg	
①年度当初に保管していた量kgkg②第一種フロン類再生業者に引き渡した量kgkg③フロン類破壊業者に引き渡した量kgkg⑭法第50条第1項ただし書の規定により自ら再生し、充塡したフロン類の量kgkg⑤第49条第1号に規定する者に引き渡した量kgkg	一種特定製品の台数 ③充塡した量 HCFCを回収した第 一種特定製品の台数	kg (1) エアコ ショナー 整備	kg ンディ 廃棄等	kg (2) 冷蔵核 凍機器 整備	kg 養器及び冷 廃棄等	kg (3) 合計 整備	kg 廃棄等	
②第一種フロン類再生業者に引き渡した量kgkg③フロン類破壊業者に引き渡した量kgkg④法第50条第1項ただし書の規定により自ら再生し、充塡したフロン類の量kgkg⑤第49条第1号に規定する者に引き渡した量kgkg	一種特定製品の台数 ③充塡した量 HCFCを回収した第 一種特定製品の台数 ⑩回収した量	kg (1) エアコ ショナー 整備 台 kg	kg ンディ 廃棄等 台	kg (2) 冷蔵核 凍機器 整備	kg 幾器及び冷 廃棄等 台	kg (3) 合計 整備 台	kg 廃棄等	
③フロン類破壊業者に引き渡した量kgkg④法第50条第1項ただし書の規定により自ら再生し、充塡したフロン類の量kgkg⑤第49条第1号に規定する者に引き渡した量kgkg	一種特定製品の台数 ②充塡した量 HCFCを回収した第 一種特定製品の台数 ③回収した量 ①年度当初に保管してい	kg (1) エアコ ショナー 整備 台 kg	kg ンディ 廃棄等 台 kg	kg (2) 冷蔵核 凍機器 整備	kg 幾器及び冷 廃棄等 台	kg (3) 合計 整備 台 kg	kg 廃棄等 台	
ン類の量kgkg⑤第49条第1号に規定する者に引き渡した量kgkg	一種特定製品の台数 ②充塡した量 HCFCを回収した第 一種特定製品の台数 ⑩回収した量 ①年度当初に保管してい ②第一種フロン類再生業	kg (1) エアコ ショナー 整備 台 kg kg た量 (者に引き渡	kg ンディ 廃棄等 台 kg	kg (2) 冷蔵核 凍機器 整備	kg 幾器及び冷 廃棄等 台	kg (3) 合計 整備 台 kg	廃棄等 台 kg	
⑤第49条第1号に規定する者に引き渡した量 kg kg	一種特定製品の台数 ②充塡した量 HCFCを回収した第 一種特定製品の台数 ⑩回収した量 ①年度当初に保管してい ②第一種フロン類再生業	kg (1) エアコ ショナー 整備 台 kg kg た量 (者に引き渡	kg ンディ 廃棄等 台 kg	kg (2) 冷蔵核 凍機器 整備	kg 幾器及び冷 廃棄等 台	kg (3) 合計 整備 台 kg kg	廃棄等 台 kg	
	一種特定製品の台数 ③充塡した量 HCFCを回収した第 一種特定製品の台数 ⑩回収した量 ⑪年度当初に保管してい ⑫第一種フロン類再生業 ⑬フロン類破壊業者に引	kg	kg ンディ 廃棄等 台 kg した量	kg (2) 冷蔵核 凍機器 整備 台 kg	kg 機器及び冷 廃棄等 台 kg	kg (3) 合計 整備 台 kg kg	廃棄等 台 kg kg	
原午度主に保管していた書 1 1	 一種特定製品の台数 ⑨充塡した量 HCFCを回収した第一種特定製品の台数 ⑩回収した量 ⑪年度当初に保管してい ⑫第一種フロン類再生業 ⑬フロン類破壊業者に引 ⑭法第50条第1項たた 	kg	kg ンディ 廃棄等 台 kg した量	kg (2) 冷蔵核 凍機器 整備 台 kg	kg 機器及び冷 廃棄等 台 kg	kg (3) 合計 整備 台 kg kg kg kg kg kg kg	廃棄等 台 kg kg	
⑥年度末に保管していた量 kg kg	 一種特定製品の台数 ⑨充塡した量 HCFCを回収した第一種特定製品の台数 ⑩回収した量 ⑪年度当初に保管してい ⑫第一種フロン類再生業 ⑬フロン類破壊業者に引 ⑭法第50条第1項たたン類の量 	kg	kg ンディ 廃棄等 台 kg した量	kg (2) 冷蔵機 凍機器 整備 台 kg	kg 機器及び冷 廃棄等 台 kg	kg (3) 合計 整備 台 kg kg kg kg kg	廃棄等 台 kg kg kg	

T -	T C						1	
l-	FC							
		(1) エアコンディ (2) 冷蔵機器及び冷			幾器及び冷	(3) 合計		
		ショナー		凍機器				
		設置	設置以外	設置	設置以外	設置	設置以外	
	HFCを充塡した第一							
	種特定製品の台数	台	台	台	台	台	台	
	⑪充塡した量	kg	kg	kg	kg	kg	kg	
		(1) エアコ	ンディ	(2) 冷蔵	幾器及び冷	(3) 合計		
		ショナー		凍機器				
		整備	廃棄等	整備	廃棄等	整備	廃棄等	
	HFCを回収した第一							
	種特定製品の台数	台	台	台	台	台	台	
	18回収した量	kg	kg	kg	kg	kg	kg	
	⑨年度当初に保管していた量					kg	kg	
②第一種フロン類再生業者に引き渡した量					kg	kg		
②フロン類破壊業者に引き渡した量					kg	kg		
②法第50条第1項ただし書の規定により自ら再生し、充塡したフロ								
ン類の量					kg	kg		
②第49条第1号に規定する者に引き渡した量					kg	kg		
②年度末に保管していた量				kg	kg			

法第 41 条の規定によりフロン類が充塡さ	(1) エアコンディ ショナー	(2) 冷蔵機器及び冷 凍機器	(3)	合計	
れていないことの確認を行った第一種特定製品の台数	石	小			卟

備考

- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。 原則として、②+③=④+⑤+⑥+⑦+⑧、⑩+⑪=⑫+⑬+⑭+⑮、 ⑱+⑲=⑳+㉑+②+②+②となるようにすること。
- 第49条第2号に該当する場合にあっては、引渡し及び返却の年月日、申請者の氏名又は名称及び住所並びにフロン類の種類ごとの量を記載した書面を添付す ること。